

付 表

 C_s および s の 値 ($n=15$ の場合)

m	C_s	s	m	C_s	s
11	6.87	0.577	26	12.73	0.366
12	7.28	0.556	27	13.10	0.357
13	7.69	0.536	28	13.48	0.349
14	8.09	0.517	29	13.86	0.341
15	8.49	0.500	30	14.24	0.333
16	8.88	0.484	31	14.62	0.326
17	9.27	0.469	32	14.99	0.319
18	9.66	0.455	33	15.36	0.313
19	10.04	0.442	34	15.73	0.306
20	10.43	0.429	35	16.10	0.300
21	10.82	0.417	36	16.48	0.294
22	11.20	0.405	37	16.85	0.288
23	11.58	0.395	38	17.22	0.283
24	11.97	0.385	39	17.59	0.278
25	12.35	0.375	40	17.93	0.273

目 次

	頁
1 章 適用の範囲 および 定義	223
1 条 適用の範囲	223
2 条 定 義	223
2 章 路床 および 路盤	226
3 条 総 則	226
4 条 路 床 工	227
5 条 路 盤 工	227
3 章 コンクリートの品質	229
6 条 総 則	229
7 条 強 度	230
8 条 強度試験	230
4 章 材 料	230
9 条 総 則	230
10 条 セメント	230
2 節 水	231
11 条 水	231
3 節 細骨材	231
12 条 総 則	231
13 条 粒 度	231
14 条 有害物含有量の限度	232
15 条 耐久性	232
4 節 粗骨材	233
16 条 総 則	233
17 条 粒 度	233
18 条 有害物含有量の限度	234
19 条 耐久性	234
20 条 すりへり減量の限度	234
5 節 混和材料	235
21 条 総 則	235
22 条 A E 剤	235
6 節 鋼 材	235

23 条 材 質	235
24 条 形状、寸法 および 重量	236
7 節 目 地 材	236
25 条 目 地 板	236
26 条 注入目地材	236
8 節 路 盤 紙	236
27 条 路 盤 紙	236
9 節 材料の貯蔵	237
28 条 セメントの貯蔵	237
29 条 骨材の貯蔵	237
30 条 混和材料の貯蔵	237
31 条 鋼材の貯蔵	238
32 条 目地板の貯蔵	238
5 章 配 合	238
33 条 総 則	238
34 条 単位水量	239
35 条 単位セメント量	239
36 条 粗骨材の最大寸法	240
37 条 コンシスティンシー	240
38 条 絶対細骨材率	241
39 条 単位AE剤量	241
40 条 配合の表わし方	241
6 章 練り混ぜ	242
41 条 材料の計量	242
42 条 練り混ぜ	242
43 条 練り返し	243
44 条 レデミクストコンクリート	243
7 章 コンクリート打ち	243
45 条 総 則	243
46 条 型 わ く	243
47 条 路盤面の仕上がり	245
48 条 コンクリートの運搬	245
49 条 コンクリートの敷きならし	246
50 条 締 固 め	247
51 条 鉄網コンクリートの施工	248
8 章 表面仕上げ	249

52 条 総 則	249
53 条 手仕上げ	249
54 条 機械仕上げ	250
55 条 仕上げの検査	251
9 章 目地の施工	252
56 条 総 則	252
57 条 膨脹目地	252
58 条 収縮目地	253
59 条 スリップバー	253
60 条 タイバー	254
61 条 面取り	254
62 条 目地部の平たん性	254
10 章 養 生	254
63 条 総 則	254
64 条 養生期間	255
65 条 初期養生	255
66 条 後期養生	256
11 章 寒中コンクリート	256
67 条 総 則	256
68 条 材 料	256
69 条 配 合	257
70 条 練り混ぜ および コンクリート打ち	257
71 条 養 生	257
72 条 凍害をうけたコンクリート	258
12 章 暑中コンクリート	258
73 条 総 則	258
74 条 材 料	258
75 条 コンクリート打ち	258
76 条 養 生	259
13 章 品質管理	259
77 条 総 則	259
78 条 材料の管理	259
79 条 機器の管理	259
80 条 コンクリートの現場試験	260
81 条 試験の結果	261
82 条 工事記録	261

14章 路盤およびコンクリート版の設計	261
83条 路盤の設計	261
84条 コンクリート版の厚さの設計	263
85条 目地の設計	265
86条 鉄網コンクリート版の設計	266

1章 適用の範囲 および 定義

1条 適用の範囲

この示方書はコンクリート舗装の設計 および 施工についての一般的な標準を示すものである。

【解説】 この示方書は、主として、普通のコンクリート舗装の設計 および 施工について述べたものであって、坂道の特殊な 滑り止め工法、セメント マカダム工法、鉄筋コンクリート舗装、等を含んでいない。

なお、現在、コンクリート舗装は すべて一層式になっているから、一層式を基準として述べてある。

2条 定義

この示方書の用語を つぎのように定義する。

責任技術者——工事を監督する主任技術者をいう。

セメント——JIS (日本工業規格) R 5210 ポルトランド セメント (土木学会規準1章), JIS R 5211 高炉セメント (土木学会規準2章), JIS R 5212 シリカ セメント (土木学会規準3章) をいう。

骨材——モルタル または コンクリートをつくるために、セメント および 水と練り混ぜる砂、碎砂、砂利、碎石 その他これに類似の材料をいう。

ふるい——土木学会規準 17 章に規定する網ふるいをいう。

細骨材——10 mm ふるい を全部通り、5 mm ふるい を重量で 85% 以上通る骨材をいう。

粗骨材——5 mm ふるい に重量で 85% 以上とどまる骨材をいう。

混和材料——セメント、水、骨材以外の材料で、練り混ぜのさいに必要に応じてコンクリートの成分として加える材料をいう。

ポゾラン——混和材料の一種で、それ自体には水硬性はないが、コンクリート中の水に溶けている水酸化カルシウムと常温で徐々に化合して、不溶性の化合物をつくるようなシリカ質物質を含んだ微粉状態の材料をいう。

AE 剤——混和材料の一種で、微小な独立した空気の あわ をコンクリート中に一様に分布させるために用いる材料をいう。

エントレインド エアー——AE 剤によってコンクリート中に できた空気をいう。

エントラップト エアー——コンクリート中に含まれるエントレインド エアー以外の空気をいう。

骨材の粒度——骨材の大小粒が混合している程度をいう。

骨材の粗粒率——80, 40, 20, 10, 5, 2.5, 1.2, 0.6, 0.3, 0.15 mm ふるい の一組の

ふるいを用いてふるい分け試験を行った場合、各ふるいを通らない全部の試料の重量百分率の和を100で割った値をいう。

粗骨材の最大寸法——重量で少なくとも90%が通るふるいのうち、最小寸法のふるい目の開きで示される粗骨材の寸法をいう。

骨材の表面水——骨材粒の表面についている水をいい、骨材に含まれる水から、骨材粒の内部に吸収されている水を差し引いた水をいう。

骨材の表面乾燥飽和状態——骨材の表面水がなく、骨材粒の内部の空げきが、水で満たされている状態をいう。

骨材の比重——表面乾燥飽和状態の骨材粒の比重をいう。

セメントペースト——セメントおよび水を練り混ぜてできたものをいう。

モルタル——セメント、細骨材および水を練り混ぜてできたものをいう。混和材料を加えたものもモルタルという。

コンクリート——セメント、細骨材、粗骨材および水を練り混ぜてできたものをいう。混和材料を加えたものもコンクリートという。

A/Eコンクリート——エントレインドエアを含んでいるコンクリートをいう。

水セメント比——練りたてのコンクリートまたはモルタルにおいて、骨材が表面乾燥飽和状態であるとしたときのセメントペースト中における水とセメントの重量比をいう。

配合——コンクリートまたはモルタルにおいて、これらをつくるときの各材料の割合をいう。

示方配合——示方書または責任技術者によって指示される配合で、骨材は表面乾燥飽和状態であり、細骨材は5mmふるいを通るもの、粗骨材は5mmふるいにとどまるもの、を用いた場合の配合をいう。

現場配合——示方配合のコンクリートとなるように、現場における材料の状態および計量方法に応じて定めた配合をいう。

単位量——コンクリート1m³をつくるときに用いる材料の量をいう。

単位セメント量——セメントの単位量をいう。

単位水量——水の単位量をいう。

単位骨材量——骨材の単位量をいう。

単位細骨材量——細骨材の単位量をいう。

単位粗骨材量——粗骨材の単位量をいう。

単位A/E剂量——A/E剤の単位量をいう。

単位ポゾラン量——ポゾランの単位量をいう。

絶対細骨材率——骨材のうち5mmふるいを通る部分を細骨材、5mmふるいにとどまる部分を粗骨材、として算出した細骨材量と骨材全量との絶対容積比を百分率で表わしたものをいう。

細骨材率——骨材のうち5mmふるいを通る部分を細骨材、5mmふるいにとどまる部分を粗骨材、として算出した細骨材量と骨材全量との重量比を百分率で表わしたもの

をいう。

ブリージング——まだ固まらないコンクリートまたはモルタルにおいて水が上昇する現象をいう。

レイターンス——ブリージングにともない、コンクリートまたはモルタルの表面に浮び出て沈んでした物質をいう。

コンシスティンシー——主として水量の多少によるやわらかさの程度で示される、まだ固まらないコンクリートの性質をいう。

ウォーカビリチー——コンシスティンシーによる打込みやすさの程度、および材料の分離に抵抗する程度を示す、まだ固まらないコンクリートの性質をいう。

プラスチシティー——容易に型に詰めることができ、型を取り去るとゆっくり形を変えるが、くずれたり、材料が分離したりすることのないような、まだ固まらないコンクリートの性質をいう。

フニッシュアビリチー——粗骨材の最大寸法、絶対細骨材率、細骨材の粒度、コンシステンシー、等による仕上げのたやすさの程度を示す、まだ固まらないコンクリートの性質をいう。

バッヂミキサ——練りばつ、コンクリート材料を練り混ぜるミキサをいう。

練り直し——コンクリートまたはモルタルが、まだ固まり始めないが、練り混ぜ後相当な時間がたった場合、材料が分離した場合、等に再び練り混ぜる作業をいう。

練り返し——コンクリートまたはモルタルが固まり始めた場合、再び練り混ぜる作業をいう。

コンクリート版——路盤の上につくったコンクリート版をいう。

膨脹目地——コンクリート版が膨脹できるようにするためにつくる目地をいう。

収縮目地——コンクリート版が収縮するときに、コンクリート版に不規則なひびわれができるのを防ぐためにつくる目地をいう。

施工目地——コンクリートの打込みを一時中止しなければならなくなったりときにつくる目地をいう。

横目地——道路中心線に直角につくる目地をいう。

縦目地——道路中心線に平行につくる目地をいう。

めくら目地——収縮目地の一種で、コンクリート版にその厚さの約1/4の深さのみぞをつくる目地をいう。

タイバー——目地が開いたり、コンクリート版がくい違ったりしないようにするため、目地を横切ってコンクリート版に埋め込んだ棒鋼をいう。

スリップバー——荷重を伝達し、かつ相接する版の表面を同じ高さに保つため、目地を横切って相接する版の一方で固定し、他方で自由にした棒鋼をいう。

目地材——ほこり、水、等が目地に入るのを防ぎ、また交通荷重の衝撃を少なくするため、目地のすき間に詰める材料をいう。

初期養生——表面仕上げのうち約12時間行う養生をいう。

後期養生——初期養生に引き続き 交通に開放できるまで行なう養生をいう。

【解説】 フイニッシャビリチーについて コンクリート版は、広い表面を持ち 長年月にわたり 風雨冰雪にさらされること、交通による はげしい衝撃をうけること、また車の速度が大きいとき その表面の 平らさの程度が、 安全感、快感、等に大きな影響を与えること、等を考えると表面仕上げの良否は、他のコンクリート構造物にくらべて非常に重要であることがわかる。そして表面仕上げの良否は、コンクリートの表面仕上げの たやすさ の程度によって非常に左右されるものである。

この表面仕上げの たやすさ の程度を表わすために、 フイニッシャビリチーという語を用いるのである。フイニッシャビリチーは、主として粗骨材の最大寸法、絶対細骨材率、細骨材の粒度 および コンクリートのコンシスティンシーによって異なるものであり、 ウォーカブルなコンクリートでも 表面仕上げやすさ の程度は種々異なるものである。

初期養生について 版用コンクリートでは、表面仕上げ後、コンクリート版の表面が乾燥すると硬化作用が不十分になり、また、収縮によって、ひびわれ がでやすい。

表面仕上げをしたのち 12 時間程度コンクリート表面を乾燥させないように 風、日光の直射、等から防ぐことは きわめて大切なことであるので、 初期養生として 特に定義したのである。

その他の用語の定義について 無筋コンクリート標準示方書（以下無筋と省略する）2条 解説 参照。

2章 路床 および 路盤

3条 総 則

(1) 路床 および 路盤は所定の形状に仕上げ、一様かつ 所要の支持力が えられるように しなければならない。

(2) 路床 および 路盤は、雨水 および 地下水の影響を減ずるよう、特に材料 および 排水に注意しなければならない。

【解説】 この示方書でいうコンクリート舗装の路盤とは、天然の土砂、砂利、碎石、等を用いてつくったもので、コンクリート版の重量と その上に加わる交通荷重を 支える基礎となる部分をいい、路床は路盤の下にある部分をいう。

(1) について 路床部分が 設計図に示されているように 所定の形状に仕上げられていないと、その上に つくられる路盤の厚さが一様にならない。また、路盤が所定の形状に仕上げられていないとコンクリート版の厚さが一様に施工できない。路盤の仕上げが不十分であれば、コンクリート版の厚さが 2割も設計よりも薄くなったり、厚くなったり することは決して まれではない。

路床 および 路盤が所要の支持力をもつことは もちろん必要なことであるが、一様な支持力をもつということは、さらに重要なことである。コンクリート舗装の破壊の原因の中で、

支持力が一様でないために起る破壊が 相当多い ということは、 現在一般に みとめられていることである。

(2) について 路床 および 路盤の支持力は、含水量によって大きく影響される。含水量が大きくなると支持力は大いに減少する。そのため、雨水が路盤や路床内に浸透しないように、また、かりに路盤内に浸透しても、路盤排水により 路床には悪影響が起らないようにしなければならない。路床に浸透した水は、地下排水により すみやかに排水するよう注意しなければならない。地下水位が高いと、 支持力に関する路床の浅い部分の含水量が増加して 支持力が減少することになるので、地下排水をするか、または 盛土高を高くして、相対に地下水位を下げるよう 注意しなければならない。なお、路盤に使用する材料は、毛管現象の おこりにくい良質の材料を使用するように しなければならない。

コンクリート舗装を行えば、路床 および 路盤の含水量は、舗装前よりも増加する傾向にあるので、排水工を行うことは目立たない仕事ではあるが、 路床 および 路盤の支持力を維持する上に、最も重要なことである。

4条 路床工

(1) 路床土は、その中に芝草、木の枝、木株、等の腐りやすいものを含むとき、または路床面から 15 cm 以内の深さに岩塊、転石、等がある場合、それらを取り除き、周囲と同じ材料で埋め戻して 十分に締め固めなければならない。

(2) 路床が所要の支持力を えられない場合には、責任技術者の承認をえて、路床土を適当な深さまで取り除き、良質な材料で おきかえるか または 改良して十分に締め固め、その支持力が えられるように しなければならない。

【解説】(1) について 路床は、コンクリート版と路盤とによって分布された荷重を支える部分であるので、適当で しかも均一な支持力が なければならない。したがって、路床土中に芝草、木の枝、木株、等があると、これらが腐ったときに穴ができる、 不均等な支持力の原因になり、また 路床面を地ならし する場合に締め固めが十分 かつ 一様に行われにくいので、これらを取り除く必要がある。また路床の浅い部分に、岩塊、転石、等があれば、それらが支点となって働くため、均一な路床の支持力が えられない。したがって、路床面から 15 cm 以内の深さにある岩塊、転石、等はこれを取り除いて、周囲と同じ材料で埋め戻し、一様な支持力が えられるように十分締め固めなければならないのである。なお、この 15 cm という値は最小値であって、これより大きい値とするのが望ましい。

(2) について 路床が所要の支持力を えられないのは、一般に土質が不良である場合が多い。このようなときは路床土を適当な深さまで 良質の材料で おきかえる必要がある。どれだけの深さまで おきかえるかは、現地で試験をして、その結果により きめるのがよい。路床として必要な支持力は、CBR であらわせば 3 が最小限である。

5条 路盤工

(1) 路盤材料は、各層を厚さ 10 cm 程度に敷きならし、 必要に応じ散水し、 適当な

含水量で、10t以上の大カダムローラーその他によって、路盤が所要の支持力をえられるまで、これを締め固めなければならない。

(2) 路盤材料として2種以上の材料を混合して用いる場合には、適当な機械で均等質になるまで混合しなければならない。

(3) 路盤とコンクリート版下面との摩擦抵抗を減ずるために砂を用いる場合には、その厚さは2cm以下とし、十分に締め固めなければならない。

(4) 凍土を起す地帯では、凍結深さに応じ凍結深さの80%以上を細粒土を含まない砂、切込み砂利、等の凍土を起きない材料で路盤をつくるなければならない。

(5) 路盤高の高低についての誤差は、高い場合には5mm、低い場合には10mmをこえてはならない。

【解説】(1)について 路盤材料は現地の砂、砂利を土とよく混合して使用する。コンクリート舗装のための路盤材料としては、特にどのような粒度配合のものでなければならないという規定はないが、普通の上層路盤用の示方配合を参考のために示すと解説表1のようである。

解説表1
(粗骨材として、砂利、碎石、スラグ、等を含む)

	通過ふるい	通過量の重量百分率(%)		
		最大25mmの場合	最大50mmの場合	最大80mmの場合
粒度	80mmふるい			100
	50mmふるい		100	65～100
	40mmふるい		70～100	
	25mmふるい	100	55～85	45～75
	20mmふるい	70～100	50～80	
	10mmふるい	50～80	40～70	30～60
0.4mmふるい	5mmふるい	35～65	30～60	25～50
	2mmふるい	25～50	20～50	20～40
	0.4mmふるい	15～30	10～30	10～25
	0.075mmふるい	5～15	5～15	3～10
0.4mmふるい 通過分の性質	(1) 塑性限界(Plastic limit)は6以下であること。 (2) 液性限界(Liquid limit)は25以下であること。 (3) 0.075mmふるい通過分が0.4mmふるい通過分の2/3以下であること。			

岩盤に舗装を行う場合には、岩くずを除き適当な配合のコンクリートを敷きならしでこぼこのないようにして一様な支持力をもつ路盤に仕上げなければならない。

路盤の施工に当って、ローラーにより一回に締め固める層厚は10cm程度とし、最適含水量付近で十分に締め固めることが必要である。ローラーは最近はなるべく重いものまたは振動ローラーを使用する傾向にある。マカダムローラーを使用するとすれば10t以上のものが望ましい。ローラーを各層ごとに何回かけたらよいかは現場試験の結果によらなければならない。

(2)について 普通の場合、路盤材料は2種以上の材料を混合しなければならないことが多い。その場合にはあらい材料と細かい材料とがよく混合できるように、適当な機械を用いて混合することが必要である。ただし、マカダム式の路盤をつくる場合にはこの必要はない。

(3)について 路盤とコンクリート版の間に砂をしくのは、ローラーで修正できない路盤の小さいこぼこをなおすためである。砂は1m²につき0.02m³程度を使用して十分締め固め、路盤面を平らに仕上げる必要がある。

(4)について 寒冷地方では、凍土をおこしやすい路床土を凍土性の少ない材料でおきかえるとともに、地下水位が高い場合にはこれを低下させる工法を同時に行う必要がある。

おきかえする深さをどの程度にしたらよいかは一概にはいえないが、経験上その地方の凍結深さの実測をもとにして、少なくともその80%以上をおきかえることに規定した。おきかえ材料には砂、切込み砂利、等を用いるが、細粒土の有害量を含む材料であってはならない。北海道地方その他に多い火山礫その他で良質のものは、おきかえ部分の下部に使用してもよい。

(5)について 路盤が設計どおりの正確な高低にならないと、コンクリート版の厚さが設計どおりにならない。路盤が高い場合にはコンクリート版がうすくなるわけであるから、低い場合より特に厳重な規定としたのである。

3章 コンクリートの品質

6条 総則

コンクリートは、所要の強度をもち、耐久性、すりへり抵抗が大きく、品質のばらつきの少ないものでなければならない。

【解説】コンクリート版は、厚さが比較的うすく、交通荷重をうけ、長年風雨にさらされ、日夜温度変化による応力のくり返しをうけ、他の構造物にくらべて、非常に酷使される。従ってコンクリートが版の設計において基準とした曲げ強度をもたなければならることは当然であるし、また、耐久性およびすりへりに対する抵抗の大きいことも必要である。コンクリートの品質のばらつきが大きい場合にコンクリート版の安全度を確保しようとすると、相当に大きい割り増し係数(80条解説参照)を用いて配合を設計しなければならないので不経済となる。

これらの性質をもつコンクリートをつくるためには、材料の選択を適切にし、配合、コンクリート打ち、養生、管理を適当に行わなければならない。

7条 強度

コンクリートの強度は、材令 28 日における曲げ強度を基準とする。

【解説】 コンクリート版は、交通荷重による曲げ作用をうけるもので、曲げ強度が設計の基準となるのであるから、このように規定したのである。

一般に用いられている版用コンクリートの材令 28 日における曲げ強度は $40\sim 55 \text{ kg/cm}^2$ である。

8条 強度試験

コンクリートの品質を確かめるために、曲げ強度試験をしなければならない。試験の結果は 80 条に示す条件を満足しなければならない。

コンクリートの曲げ強度試験は JIS A 1106 (土木学会規準 35 章) によるものとする。

【解説】 工事着手前または工事中に曲げ強度試験を実施し、コンクリートの品質を確かめることは、責任技術者の重要な任務の一つである。

版用コンクリートでは、すべての部分のコンクリートが所要の品質をもつものであることが特に大切である。

工事中に行う試験の結果が 80 条に示す条件を満足するようにコンクリートの配合、施工設備について特に注意しなければならない。

4章 材料

9条 総則

(1) 材料はこれを用いるまえに、試験をしなければならない。

(2) 施工中、材料を変えようとする場合は、責任技術者の承認をえなければならぬ。

【解説】 (1)について 無筋 6 条 解説 参照。

(2)について 施工中、材料を変える必要がおこった場合には、所要の品質のコンクリートをつくるために、新しく用いようとする材料の適否の決定および配合の変更をしなければならない。これらのこととは重要なことであるので、責任技術者の承認をえて変更することを規定したのである。

1節 セメント

10条 セメント

ポルトランドセメント、高炉セメントおよびシリカセメントは、それぞれ JIS R 5210 ポルトランドセメント (土木学会規準 1 章), JIS R 5211 高炉セメント (土木学会規準 2 章), JIS R 5212 シリカセメント (土木学会規準 3 章) に適合したものでなければならない。

【解説】 版用コンクリートをつくるに用いるセメントは、特に曲げ強度が大きく、収縮の少ないものが望ましい。粉末度のあまり高いセメントは好ましくない。

版用コンクリートには、一般に、普通ポルトランドセメントが用いられているが、中庸熱ポルトランドセメントを用いるのが望ましい。

早強ポルトランドセメントは、養生期間を特に短縮する必要のある場合、コンクリートの凍結のおそれのある場合、等だけに用いるのが適当である。

2節 水

11条 水

水は油、酸、塩類、有機物、等コンクリートの品質に悪影響をおよぼす物質の有害量を含んでいてはならない。

【解説】 無筋 8 条 解説 参照。

3節 細骨材

12条 総則

細骨材は清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度をもち、ごみ、どろ、木くず、有機物、等の有害量を含んでいてはならない。

【解説】 無筋 9 条 解説 参照。

13条 粒度

(1) 細骨材は大小粒が適度に混合しているもので、その粒度は表 1 の範囲を標準とする。

表 1 細骨材の粒度の標準

ふるいの呼び寸法	ふるいを通るもの重量百分率
10 mm ふるい	100
5 mm ふるい	95 ~ 100
2.5 mm ふるい	80 ~ 100
1.2 mm ふるい	50 ~ 85
0.6 mm ふるい	25 ~ 60
0.3 mm ふるい	10 ~ 30
0.15 mm ふるい	2 ~ 10

ふるい分け試験は JIS A 1102 (土木学会規準 18 章) によるものとする。

(2) 細骨材の粗粒率が、コンクリートの配合を定めるときに仮定した細骨材の粗粒率にくらべ、0.20 以上の変化を示したときは、配合を変えなければその細骨材を用いてはならない。

【解説】無筋 10 条 解説 参照。

14 条 有害物含有量の限度

(1) 有害物含有量の限度は表 2 の値とする。

表 2 に示してない種類の有害物については、責任技術者の指示をうけなければならない。

表 2 有害物含有量の限度（重量百分率）

種	類	最大 値
粘 土 塊		1.0
洗い試験で失われるもの		3.0 *
0.3 mm ふるいにとどまる材料で比重 2.0 の液体に浮くもの		0.5 **

* 砕砂の場合で洗い試験で失われるものが碎石粉であり、粘土、シェール、等を含まないときは、この最大値を 5 % にしてよい。

** 高炉スラグからつくった砕砂には適用しない。

洗い試験は JIS A 1103 (土木学会規準 19 章) によるものとする。

(2) 有機物

(a) 天然砂に含まれる有機物は JIS A 1105 (土木学会規準 21 章) によって試験するものとする。この場合、砂の上部における溶液の色合いは、標準色よりもうすくなければならない。

(b) 砂の上部における溶液の色合いが標準色よりこい場合でも、その砂でつくったモルタル供試体の圧縮強度が、その砂を水酸化ナトリウムの 3 % 溶液で洗い、さらに水で十分に洗って用いたモルタル供試体の圧縮強度の 95 % 以上であれば、その砂を責任技術者の承認をえて用いてよい。

試験時のモルタル供試体の材令は、7 日 および 28 日とする。ただし、早強ポルトランドセメントの場合は 3 日 および 7 日とする。

モルタルの圧縮強度試験は、土木学会規準 22 章によるものとする。

【解説】無筋 11 条 解説 参照。

15 条 耐久性

(1) 硫酸ナトリウムによる安定性試験を行った場合、操作を 5 回くり返したときの細骨材の損失重量（百分率）の限度は一般に 10 % とする。

安定性試験は JIS A 1122 (土木学会規準 25 章) によるものとする。

(2) 損失重量が (1) に示した限度をこえた場合でも、同じ細骨材を用いた同程度のコンクリートが、予期される交通 および 気象作用に対して、満足な耐久性を示した実例のある場合には、責任技術者の承認をえてこれを用いてよい。

(3) 損失重量が (1) に示した限度をこえ、同じ細骨材を用いた実例がない場合でも、この細骨材を用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から、責任技術者が満足なものであると認めた場合には、これを用いてよい。

【解説】無筋 12 条 解説 参照。

4 節 粗骨材

16 条 総則

粗骨材は清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度をもち、うすっぺらな石片、細長い石片、有機物、等の有害量を含んでいてはならない。

【解説】無筋 13 条 解説 参照。

なお コンクリート版は風雨、寒暑、等の作用をうけ、かつ、すりへりにたいする抵抗層であるから、これに用いる骨材は、特に強硬、耐久的であることが必要である。

17 条 粒度

(1) 粗骨材は大小粒が適度に混合しているもので、その粒度は表 3 の範囲を標準とする。

表 3 粗骨材の粒度の標準

粗骨材の大きさ (mm)	ふるいを通過するものの重量百分率							
	50	40	25	20	15	10	5	2.5
50 ~ 5	100	35~70	10~30	0~5	
40 ~ 5		100	35~70	10~30	0~5	
25 ~ 5			100	25~60	0~10	0~5
20 ~ 5				100	90~100	20~55	0~10
50 ~ 25	100	35~70	0~15	0~5		
40 ~ 20		100	20~55	0~15	0~5		

ふるい分け試験は JIS A 1102 (土木学会基準 18 章) によるものとする。

(2) 粗骨材の最大寸法の定め方は 36 条によるものとする。

【解説】(1)について 無筋 14 条 解説 参照。

なお 50~5 mm の粗骨材で 50 mm ふるいを通過するものの重量百分率 および 40~5 mm の

粗骨材で 40 mm ふるいを通過するものの重量百分率とともに 100% に規定したのは、版厚に比して大きい粗骨材があると、コンクリートの曲げ強度をいちじるしく低下させるからである。

(2)について 36 条 粗骨材の最大寸法の解説 参照。

18条 有害物含有量の限度

有害物含有量の限度は表 4 の値とする。

表 4 に示していない種類の有害物については責任技術者の指示をうけなければならない。

表 4 有害物含有量の限度（重量百分率）

種類	最大値
粘土塊	0.25
やわらかい石片	5.0
洗い試験で失われるもの	1.0 *
比重 2.0 の液体に浮くもの	1.0 **

* 破砕の場合で、洗い試験で失われるものが碎石粉であるときは、最大値を 1.5% にしてよい。

** 高炉スラグからつくった碎石には適用しない。

やわらかい石片の試験は JIS A 1126（土木学会規準 26 章）によるものとする。

洗い試験は JIS A 1103（土木学会規準 19 章）によるものとする。

【解説】無筋 15 条 解説 参照。

19条 耐久性

(1) 硫酸ナトリウムによる安定性試験を行った場合、操作を 5 回くり返したときの粗骨材の損失重量（百分率）の限度は一般に 12% とする。

安定性試験は JIS A 1122（土木学会規準 25 章）によるものとする。

(2) 損失重量が(1)に示した限度をこえた場合でも、同じ粗骨材を用いた同程度のコンクリートが、予期される交通および気象作用にたいし、満足な耐久性を示した実例がある場合には、責任技術者の承認をえてこれを用いてよい。

(3) 損失重量が(1)に示した限度をこえ、同じ粗骨材を用いた実例がない場合でも、この粗骨材を用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から、責任技術者が満足なものであると認めた場合には、これを用いてよい。

【解説】無筋 16 条 解説 参照。

20条 すりへり減量の限度

(1) すりへり試験を行った場合のすりへり減量（百分率）の限度は 40% とする。試験は JIS A 1121（土木学会規準 24 章）によるものとする。

(2) すりへり減量が(1)に示した限度をこえた場合でも、同じ粗骨材を用いてつ

くったコンクリートが予期される交通および気象作用にたいし満足な耐久性を示した実例がある場合には、責任技術者の承認をえてこれを用いてよい。

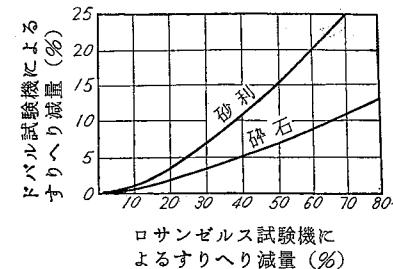
【解説】(1)について 版用コンクリートは大きいすりへり作用をうけるものであるから、粗骨材はすりへりにたいする抵抗が大きくなければならない。

この値はロサンゼルス試験機を用いたすりへり減量（百分率）の限度を示したもので、この程度のものを用いれば、実験上および経験上、版用コンクリートの粗骨材として目的を達することができる。

ロサンゼルス試験機のない場合には、ドバル試験機を用いてよい。

ロサンゼルス試験機によるすりへり減量とドバル試験機によるすりへり減量との関係については解説図 1 が参考になる。

解説図 1



5 節 混合材料

21条 総則

(1) 混合材料は、各種の試験によってその使用の適否をきめなければならない。

(2) 混合材料の品質および使用方法については、責任技術者の指示をうけなければならない。

【解説】無筋 19 条 解説 参照。

22条 A E 剤

A E 剤は土木学会規準 27 章に適合したものとする。

【解説】無筋 20 条 解説 参照。

6 節 鋼材

23条 材質

(1) 鋼材は JIS G 3101（土木学会規準 6 章）棒鋼第 1 種 SS 34・棒鋼第 2 種 SS 41・棒鋼第 3 種 SS 50・棒鋼第 4 種 SS 39・棒鋼第 5 種 SS 49, JIS G 3107 再生棒鋼第 1 種 SRB 34・再生棒鋼第 2 種 SRB 39・再生棒鋼第 3 種 SRB 49 または JIS G 3110（土木学会規準 7 章）異形丸鋼 1 種 SSD 39・異形丸鋼 2 種 SSD 49・異形丸鋼再生 1 種 SRD 39・異形丸鋼再生 2 種 SRD 49 に適合するものでなければならない。

(2) (1)に示していない鋼材を用いる場合には、責任技術者の承認をえなければならない。

ならない。

【解説】(2)についてスリップバー、タイバー等に用いる鋼材は、試験の結果にもとづき、責任技術者の承認をえれば、これを用いてよいのである。

24条 形状、寸法 および 重量

鋼材の形状、寸法 および 重量は、JIS G 3191(土木学会規準8章)またはJIS G 3110(土木学会規準7章)に適合するものでなければならぬ。

7節 目地材

25条 目地板

目地板は、コンクリート版の膨脹収縮に順応し、これを入れるとき および コンクリートを締め固めるとき、こわれたり、曲ったり、ねじれたり、するものであってはならない。

【解説】目地板として必要な性質は(i)質が均一であること。(ii)貯蔵、運搬、等の間に使用にたえないほど変形しないこと。(iii)吸水性、透水性の少ないとこと、(iv)雨、寒暑、等によってその物理的性質にいちじるしい変化をおこさないこと。(v)風化作用によつて変質することが少ないとこと。(vi)施工に便利なこと。(vii)コンクリートに密着すること。(viii)コンクリートの膨脹による圧縮にたいし、自由に変形し、コンクリートの収縮にさしてある程度復元すること、等である。

目地板としては、アスファルト系の製品 および 木の板が用いられる。目地板は、その厚さを半分に縮めるに及ぶる圧力が 7 kg/cm^2 よりも大きく 100 kg/cm^2 より小さい程度のものがよい。

26条 注入目地材

注入目地材は、コンクリート版の膨脹収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、水にとけず、水をとおさず、高温時に流れ出さず、低温時にも衝撃に耐え、かつ耐久的なものでなければならない。

8節 路盤紙

27条 路盤紙

路盤紙は、吸水したり、コンクリートの打込み、締固めのとき、破れたりするものであってはならない。

【解説】路盤紙は容易に しくことができ、破裂強さ(直径 3 cm の面積に圧力を加えてこれを突き破るに要する力)は乾いているときで 2 kg 以上、約 20°C の水中に 1 時間つけた直後では 1 kg 以上で、引張強さは、せんい方向で 8 kg/cm 、これと直角方向で 4.5 kg/cm 以上のものがよい。

9節 材料の貯蔵

28条 セメントの貯蔵

(1)セメントは、地上 30 cm 以上に床をもつ防湿的な倉庫に貯蔵し、検査に便利なように配置し、入荷の順にこれを用いなければならない。
 (2)袋詰めセメントはこれを 13 袋以上 積み重ねてはならない。
 (3)貯蔵中にいくぶんでも固まったセメントはこれを工事に用いてはならない。
 (4)3箇月以上倉庫に貯蔵した袋詰めセメント または 湿気をうけた疑いのあるセメントは、これを用いるまえに試験をしなければならない。

試験の結果がそれぞれ JIS R 5210(土木学会規準1章)、JIS R 5211(土木学会規準2章)、JIS R 5212(土木学会規準3章)に適合しない場合には、これを用いてはならない。

【解説】(1), (2), (3)について無筋 21 条 解説 参照。

(4)についてセメントを普通の倉庫に3箇月以上も貯蔵すると、その強度は数割減少する。また、セメントが貯蔵中湿気をうけても強度は減少する。ゆえに3箇月以上も貯蔵したり、湿気をうけた疑いのあるセメントは用いるまえに試験をして、試験の結果が規格に合格しないものは、版用コンクリートのセメントとしては不適当であるので、これを用いてはならないことに規定したのである。なお、試験の結果が規格に合格したときでも、このようなセメントを用いるときには配合その他について十分注意しなければならない。

29条 骨材の貯蔵

(1)細粗骨材はそれぞれべつべつに貯蔵し、ごみ、雑物、等の混入を防がなければならない。
 (2)骨材を取り扱うときは、大小粒が分離しないように注意しなければならない。
 (3)骨材は、なるべく表面水量が一様になるように、適当な処置をして、これを貯蔵しなければならない。
 (4)骨材は、仕上げした路盤の上にこれを貯蔵してはならない。
 (5)骨材は、冰雪の混入 または 凍結を防ぐため、適当な処置をして、これを貯蔵しなければならない。
 (6)骨材は、暑中においては、日光の直射をさけるため、適当な処置をして、これを貯蔵しなければならない。

【解説】(1), (2), (3), (5), (6)について無筋 22 条 解説 参照。

(4)について骨材を路盤上に貯蔵すると、路盤の正しい準備と測定とを困難にし、土と骨材とが まざる危険があるから禁じたのである。

30条 混和材料の貯蔵

- (1) 混和材料は、ごみ、その他の不純物が混入しないように、また粉末状の混和材料は湿気を吸収しないよう、これを貯蔵しなければならない。
- (2) 混和材料に異状を認めたときは、これを用いるまえに 試験をしなければならない。
- 試験の結果、所定の性質がえられない場合には、その混和材料を用いてはならない。

【解説】ダム 24 条、25 条 解説 参照。

31条 鋼材の貯蔵

鋼材は倉庫内に、または 適当な おおい をして貯蔵し、これを直接地上においてはならない。

【解説】鉄筋 25 条 解説 参照。

32条 目地板の貯蔵

- (1) 目地板は倉庫内に、または 適当な おおい をして、これを貯蔵しなければならない。
- (2) 目地板は平らな板の上におき、50 cm 以上積み重ねてはならない。

【解説】(2)について歴青目地板を高温のところで積み重ねて貯蔵すると、下のものは重量で変形する。この変形量を制限するために従来の経験 および 実験から本項のように規定したのである。

5章 配合

33条 総則

コンクリートの配合は、所要の品質、作業に適するウォーカビリチー および フイニッシュアビリチーをもつ範囲内で、単位水量をできるだけ少なくするよう、これを定めなければならない。

【解説】所要の品質のコンクリートというのは、強度、水密性、耐久性、すりへりにたいする抵抗が所要の条件を満足するもののことである。作業に適するウォーカビリチー および フイニッシュアビリチーをもつコンクリートというのは、コンクリートを型わくのすみずみ、スリップバー、タイバーのまわりによくゆきわたらせる作業が容易であるとともに、材料の分離をおこすことができるだけ少なく、表面を、設計書に示す形状 および 尺法のとおりに容易に仕上げができるようなコンクリートのことである。

コンクリート版は、交通による はげしい衝撃をうけること、表面の平らさの程度が交通者

の安全感、快感、等に非常に影響のあること、等により、表面仕上げは、他のコンクリート構造物にくらべて非常に重要である。そして仕上げの良否はフイニッシュアビリチーに非常に左右される。作業に適するウォーカビリチー および フイニッシュアビリチーがえられる範囲で、単位水量を少なくすることは、経済上大切であることばかりでなく、コンクリートの体積変化を少なくし、コンクリート版の伸縮を少なくする上からも大切であるので、この條のように規定したのである。

34条 単位水量

- (1) 単位水量は、作業ができる範囲内で、できるだけ少なくなるよう、試験によって定めなければならない。
- (2) 単位水量は 160 kg 以下を標準とする。

【解説】(1)についてコンクリートのコンシスティンシーは作業ができる範囲内でできるだけ小さいスランプのものでなければならぬ(37条 参照)。

所要のスランプをうるに必要なコンクリートの単位水量は、粗骨材の最大寸法、骨材の粒度 および 粒形、混和材料の種類、コンクリートの空気量、等によって相違するから、用いる材料について試験をしてこれを定めるように規定したのである。A E 剤、セメント分散剤、等を適当に用いると 単位水量を相当に減ずることができる。

(2)について版用コンクリートの単位水量は、実例によると、砂 および 砂利を用いた場合、130~140 kg であって、単位水量がこの項に示した 160 kg 以上になった場合は、骨材の粒度、形状、等が適当ではないと考えてよい。

35条 単位セメント量

- (1) 単位セメント量は、所要の品質に応ずるよう、これを定めなければならない。
- (2) 単位セメント量は 260~320 kg を標準とする。
- (3) 強度をもととして単位セメント量を定めるときは、曲げ強度試験に よらなければならぬ。

この場合、目標とする強度は 80 条に従い、コンクリートの強度の変動係数に応じ、設計に用いた曲げ強度に割り増したものでなければならない。

(4) 耐久性をもととして 単位セメント量を定めるとき、水セメント比は、表 5 の値以下でなければならない。

表 5 コンクリートの耐久性をもととして水セメント比を定める場合
の最大の水セメント比(百分率)

(1) 特に きびしい気候で凍結が続くか、乾湿 または 凍結融解がくり返される場合	45
(2) 凍結融解がときどきおこる場合	50

注:特に きびしい気候で凍結が続くか、乾湿 または 凍結融解がくり返されるような地方においては、A E コンクリートを使用することが望ましい。

【解説】(1)について コンクリートの品質に最も大きい関係のあるのは、コンクリート中における単位水量および単位セメント量である。所要のスランプをうるに必要な単位水量がきまれば、この条の(2),(3),(4)の各項より単位セメント量をきめればよいのである。

(2)について 所要の品質、ウォーカビリチー、フニッシャビリチー、等をもつコンクリートをつくるためには、一定量以上のセメントを用いることが必要である。また、セメントをあまり多く用いることは不経済である。

単位セメント量は、コンクリートの品質、用いる材料の品質、施工設備、作業管理の程度等によってことなるのである。この項では、従来の経験をもととして、経済的に版用コンクリートをつくるに必要な単位セメント量の大体の標準を示したものである。

(3)について 強度をもととして単位セメント量を定めるときは、実際に工事に用いる材料を用いてコンクリートの曲げ強度試験を行い、その結果によらなければならぬことはいうまでもない。この場合コンクリートの強度は80条に示す条件を満足しなければならない。このため、配合の設計において目標とする強度は、コンクリート版の設計において基準としたコンクリートの曲げ強度に現場において予想されるコンクリートの強度の変動係数に応じた係数をかけて割り増ししたものでなければならない。割り増し係数については80条解説にのべてある。

コンクリートの強度の変動係数は、従来の経験によれば、厳重な管理を行う場合には14%以下にすることができるが、管理を十分に行わない場合には25%程度に達することもある。

(4)について この項は気象作用に対し、耐久的なコンクリートをつくるための最大の水セメント比を示したもので、表5に示す値は過去の経験を参考にして定めたものである。なお、この表の値はコンクリートが適当なウォーカビリチーをもち、また締固めおよび養生を行ったという条件のもとづいているのである。

なお、この表に示す水セメント比のコンクリートは、すりへり作用に対する抵抗の条件を十分満足するものである。

36条 粗骨材の最大寸法

粗骨材の最大寸法は50mm以下で、コンクリート版の最小厚さの1/4をこえてはならない。

【解説】 粗骨材の最大寸法が大きければ大きいほど、単位水量を少なくすることができますから、事情の許す限り、最大寸法の大きい粗骨材を用いるのが一般に有利であるが、従来の経験によると、最大寸法が50mmをこす粗骨材を用いると、均等質のコンクリート版をつくることおよび仕上げ作業に不便が多い。従ってこの条のように規定したのである。

37条 コンシスティンシー

コンクリートの打込み場所におけるスランプは2.5cm以下とする。

コンクリートのスランプ試験はJIS A 1101(土木学会規準30章)によるものとする。

【解説】 版用コンクリートは単位水量をできるだけ少なくしなければならないから、均等質のコンクリートが容易に、かつ、安全につくることができる範囲内で、できるだけスランプの小さいものでなければならない。

従来の経験によると、スランプ2.5cm以下のコンクリートでも、振動機により容易に、かつ十分に締め固めることができるので、この条のように規定したのである。

38条 絶対細骨材率

絶対細骨材率は、所要のウォーカビリチーおよびフニッシャビリチーがえられる範囲内で、単位水量が最小になるよう、試験によってこれを定めなければならない。

【解説】 無筋29条解説参照。

39条 単位A E剤量

(1) A Eコンクリートの締固め後の空気量は、耐久性をもととして定める場合、粗骨材の最大寸法に応じ4~5%を標準とする。

(2) 単位A E剤量は、所要の空気量がえられるよう、試験によってこれを定めなければならない。

コンクリートの空気量試験はJIS A 1116重量方法(土木学会規準31章)、JIS A 1177水柱圧力方法(土木学会規準32章)、JIS A 1118容積方法(土木学会規準33章)等によるものとする。

【解説】 無筋30条、31条解説参照。

40条 配合の表わし方

(1) 示方配合の表わし方は、表6によるものとする。

表6 示方配合の表わし方

粗骨材 の最大 寸法 (mm)	スラン プの範 囲 (cm)	空気 量の範 囲 (%)	単位 水量 <i>W</i> (kg)	単位 セメ ント 量 <i>C</i> (kg)	水セメ ント比 <i>w/c</i> (%)	絶対細 骨材率 <i>s/a</i> (%)	単位細 骨材量 <i>S</i> (kg)	単位粗骨 材量 <i>G</i> (kg)		単位 A E剤量 (ccまたはg)
								mm~mm	mm~mm	

注(1) この表の細骨材は5mmふるいを全部通るもの、粗骨材は5mmふるいに全部とどまるもの、であって、ともに表面乾燥飽和状態であるとする。

(2) 単位A E剤量は、うすめたり、とかしたりしないものを示す。

(3) 絶対細骨材率 (s/a) の代りに細骨材率 ($\frac{S}{S+G}$) を用いてもよい。

(2) 現場配合は表 6 に準じて表わすものとする。示方配合を現場配合に直すには、骨材の含水量、5 mm ふるいにとどまる細骨材の量、5 mm ふるいを通る粗骨材の量、等を考えなければならない。

【解説】無筋 32 条 解説 参照。

6 章 練り混ぜ

41条 材料の計量

- (1) 材料の計量前に、示方配合を現場配合に直さなければならない。
- (2) 各材料は、一練り分づつ重量でこれを計量しなければならない。ただし、水および AE 剤溶液は、容積で計ってもよい。
- (3) 計量誤差は1回計量分量にたいし、表 7 の値以下でなければならない。

表 7 計量の許容誤差(百分率)

材 料 の 种 類	許 容 誤 差
水、セメント、AE 剤溶液	1
骨 材	3

(4) 計量装置は、定期的に検査しなければならない。

【解説】(1), (2), (4)について 無筋 33 条 解説 参照。

(3)について 均等質のコンクリートをつくるために最も大切な事項の一つは、定められた配合を厳守することができるよう、材料を計量することである。

計量の許容誤差は、セメントおよび水 1%, 骨材 2% 程度が望ましいが、実情を考えて表 7 に示すように規定したのである。

42条 練り混ぜ

- (1) コンクリートを練り混ぜるには、可傾式バッヂ ミキサを用いるのを原則とする。ミキサの回転外周速度は毎秒約 1 m を標準とする。
- (2) 一練りの量は、責任技術者の指示によってこれを定めなければならない。
- (3) 材料投入の順序は、責任技術者の指示によってこれを定めなければならない。
- (4) コンクリートの材料は、練り上がりコンクリートが均等質となるまで、十分にこれを練り混ぜなければならない。
- (5) 練り混ぜ時間は、試験によってこれを定めなければならない。試験をしない場合

合は、ミキサ内に材料を全部投入したのち、1分 30 秒以上練り混ぜなければならない。

(6) 練り混ぜは、(5)に示した所定の時間の 3 倍以上これを行ってはならない。

(7) ミキサ内のコンクリートを全部取り出したのちでなければ、ミキサ内にあらたに材料を投入してはならない。

(8) ミキサは、使用の前後に、これを十分清掃しなければならない。

【解説】(1)について 版用コンクリートは、スランプ 2.5 cm 以下のかた練りコンクリートであるから、不傾式のドラム ミキサを用いると、コンクリートの練り混ぜが満足にできないばかりでなく、排出にも困難な場合が多い。従って、可傾式バッヂ ミキサを用いるのを原則とするよう規定したのである。

(2), (3), (4), (5), (6), (7), (8)について 無筋 34 条 解説 参照。

43条 練り返し

コンクリートは、固まり始めた場合、これを練り返しても用いてはならない。

【解説】無筋 36 条 解説 参照。

44条 レデー ミクスト コンクリート

(1) レデー ミクスト コンクリートを用いる場合には、JIS A 5308 (土木学会規準 44 章)によらなければならない。

(2) レデー ミクスト コンクリートを用いる場合には、コンクリートの打込みに支障のないよう、受取り時期その他について製造者と打合わせをしなければならない。

【解説】無筋 37 条 解説 参照。

7 章 コンクリート打ち

45条 総則

コンクリート版は、気象および交通荷重によるはげしい作用をうけるので、その施工については均等質で密実なコンクリートがえられるよう、特に入念でなければならない。

【解説】コンクリート版は、普通の構造物にくらべて大きい許容応力度を用いて設計し、かつ、養生期間が短かいにもかかわらず、養生が終ると直ちに重交通を許すようになるので、コンクリートの施工が悪いために破壊した例も少なくない。従って、その施工は特に入念に行うことを強調したのである。

46条 型わく

- (1) 型わくは木製または鋼製で、堅固な構造とし、コンクリートの打込みのさい、狂わないように正しく所定の位置にこれをすえつけなければならない。
- (2) 型わくにはコンクリートが固着しないように、油、せっけん液、等を一様に塗布しなければならない。
- (3) 型わくに用いる材料は、十分清掃し、まがり、よじれ、等の変形を検査して、常に良好な状態に保っておかなければならない。
- (4) 型わくは、コンクリート打込み後 60 時間以内に取りはずしてはならない。ただし、特別の場合には、責任技術者の承認をえて 温暖な気候で 18 時間、寒冷な気候では 36 時間で取りはずしてよい。

【解説】(1)について 型わくは、コンクリート版を所定の形状に仕上げるための基準になるものであるから、変形したり、基準面が波を打ったり、していると、どんなにコンクリート打ちに努力しても、よい舗装をつくることはできないのでこのように規定したのである。

木製型わくとしては、厚さ 9 cm 長さ 3 m 程度の角材を用いるのが適当である。

型わく材料が堅固であっても、コンクリート打ちのさいに、型わくがゆるんだり沈下したりしないように十分締め固められた路盤上に 直径 19~22 mm のピンで固定することが大切である。このため、路盤の幅は、舗装に必要な幅より両側へ それぞれ 30 cm 程度広くなるようにとておく必要がある。型わくの底面は、路盤に密着するように据えつけ、位置調整のために木くさびその他を用いてはならない。また、型わくの縫目が目地から 1 m 以内のところにこないよう設置しなければならない。

(2)について 無筋 59 条 解説 参照。

(3)について 型わく材料は粗末に取り扱われやすいから、常にこれを検査して、良好な状態にしておくことはきわめて大切なことでこの項のように規定したのである。

鋼製型わく材料は重いから、運搬のさい車両からほうり投げたりすることがあるが、このようなことのないようその取扱いについて特に注意する必要がある。また、高く積み重ねないように注意する必要がある。

木製の型わく材料は、雨ざらしにしないように保存に注意する必要がある。

(4)について 型わくは、コンクリートが害をうけない強度に達したら取りはずしてよいわけであるが、たとえば、道路の幅がせまく、片側交通を許したままで、作業している場合に、早く型わくを取りはずすと、材料運搬車、交通車両、等のためにコンクリート版のかどや縁がかけるおそれがあるから、現場の状況によって、かようなおそれのなくなるまで型わくを存置する。それで、型わくは、一般に、コンクリート打ちを終ってから 60 時間以内にこれを取りはずすことを禁じたのである。ただし、車両その他のために舗装が害をうけるおそれのない場合は、型わくを有効に使用するために気温が 10°C を下らないときは 18 時間、10°C を下るときは 36 時間で、型わくを取りはずしてもよいことにしたのである。

47 条 路盤面の仕上がり

- (1) コンクリートの打込みに先立って、路盤面の仕上がりの検査をし、合格したあとでなければ、コンクリートを打ち込んではならない。
- (2) 霜が降りたり凍結したりしている路盤に、コンクリートを打ち込んではならない。
- (3) 路盤は、これに路盤紙を敷くか、または防水工を施す場合のほかは、打込み直前にこれを適当に湿った状態に保たなければならない。

【解説】(1)について コンクリート版は、路盤の良否の影響をうけることが非常に大きい。従って、コンクリートの打込みに先立ち、路盤を点検し、浮石の存在、結合材の過不足、その他のために不安定のところ、地下水のため部分的に軟化しているところ、石が頭を出しているところ、等を再検査し、必要に応じて路盤を修正しなければならない。また、コンクリート版の厚さを所定のものとすることができるよう、路盤面をスクラッチプレートその他で検査し、必要があればこれを修正しなければならない。

(2)について 無筋 71 条 解説 参照。

東京付近の気候でも、1~2月には、前日に仕上がった路盤をそのままにしておくと、霜がおり太陽に照らされると霜がとけて路盤面がぬれてくるため、その上をあるくと、路盤が荒れたり、路盤紙が破れたり、することがあり、また、寒地では、路盤が凍結して、そのままではコンクリートを打ち込めないので、これを防ぐためにも、仕上げた路盤は、コンクリート打ちまでの間、霜や凍結するのを防ぐため、むしろその他で保護しなければならない。

(3)について コンクリート版が路盤に水を吸いとられると、品質が悪くなるので、路盤の表面を入念に仕上げたのち、その上に路盤紙を敷くか、またはアスファルト乳剤その他で、防水工を施す場合のほかは、路盤を適当に湿潤状態に保ってコンクリートから水分を吸収しないようにしなければならないのである。コンクリートを打ち込む直前に水をまくと、路盤面が軟化し踏み荒されやすいので適当な時間前に散水するのがよい。

48 条 コンクリートの運搬

- (1) コンクリートは、材料の分離を防ぐことができるよう方法で、すみやかに運搬し、直ちにこれを打ち込まなければならない。
練り混ぜてから打ち終るまでの時間は 1 時間をこえてはならない。
- (2) コンクリートの運搬は、すでに打ったコンクリートに害を与えないよう、これを行わなければならない。
- (3) 夏期、強風その他の場合には、コンクリートが運搬中乾燥する事がないよう、適当な方法で保護しなければならない。

(4) コンクリートを運搬車にうける場合、または運搬車からコンクリートを荷おろしする場合には、その高さをなるべく低くし、コンクリートの分離を防ぐような処置をしなければならない。

(5) 運搬車は使用の前後に荷台を水洗いしなければならない。

【解説】(1)について版用コンクリートは、スランプ1~2.5cmのかた練りコンクリートであるから、運搬によって材料の分離する傾向は比較的少ないのでダンプトラックで運搬する場合が多い。この場合、運搬時間は30分以下とし、運搬中の振動によるコンクリート材料の分離を少なくするため、路面の良好な道路を用いるようにする必要がある。なお、材料の分離の傾向が大きいときにはアジテータをつけたトラックを用いるのが望ましい。

(2)について無筋37条解説参照。

(3)についてコンクリートの表面を帆布その他でおおう必要がある。むしろのようなごみのできるものは用いてはならない。

(4)についてミキサからダンプトラックにコンクリートを積むときに、コンクリートを1m以上も落下させてはならない。

また、ダンプトラックを前後に移動して平らに積み込むようにする必要がある。

(5)について無筋38条解説参照。

49条 コンクリートの敷きならし

(1) コンクリートは、材料が分離しないよう、注意してこれを敷きならさなければならない。

(2) コンクリートは締固め後、コンクリートを加えたり削ったりすることのないよう、これを敷きならさなければならない。

(3) コンクリートは、路盤紙の下にはいらないよう、これを敷きならさなければならない。また作業中 どろ足でコンクリートの中に踏み込んだり、路盤紙を踏み荒らしたりしないよう注意しなければならない。

(4) コンクリート版の四すみ、スリップバー、タイバー、等の付近は分離した骨材が集まらないよう、特に注意し、コンクリートを丁寧に詰め込まなければならない。

(5) 目地の位置は、あらかじめ型わく上に標示し、目地の中間でコンクリート打ちを中止してはならない。やむをえず中止する場合には、その処置について責任技術者の指示をうけなければならない。

(6) コンクリート打ち中、雨が降ってきたときは、直ちに作業を中止し、コンクリートの処置については、責任技術者の指示をうけなければならない。

【解説】(1)について荷おろしたコンクリートは、直ちにこれをスコップ等他の器具で敷きならさなければならない。このさい、良質のコンクリートをすみから順序

よくスコップ返しをしながら打ち込んでゆき、コンクリートを投げてはならない。コンクリートをダンプトラックからおろすと、粗骨材が集まってモルタルのまわらないところができる傾向があるから、敷きならしのときに、集まった粗骨材を分離していないコンクリートの中に分散させて、均等質のコンクリートをつくるようにする必要がある。

(2)についてコンクリートを敷きならす厚さは、コンクリートを敷きならしてから、締固め、荒仕上げを終了したとき、コンクリート版が所要の厚さになるように、コンクリート版の厚さよりもいくぶん厚くする必要がある。その厚さは実際に締め固めてきめなければならない。コンクリートの敷きならし高さが高すぎると仕上げのさいに取り除いたり、不足のときは足したり、しなければならないので作業の効率がさがる。それでこの項のように規定したのである。

(3)について路盤紙は、コンクリートを打ち込んでくる方の紙が上になるように、重ね合わせなければならない。横断方向における紙の重ね合わせの長さは10cm、縦断方向における紙の重ね合わせの長さは30cmを標準とする。路盤紙が風でめくられないようにするために、路盤紙の上に厚い木板または鉄板を置いて、これをおさえるようにしなければならない。まだ固まらないコンクリートを路盤紙のおさえに用いてはならない。

路盤紙としてセメント空袋を用いてもよいが、紙を一枚一枚敷き込むと、コンクリートが路盤紙の下に入りやすいので、張り合わせて用いなければならない。

(4)についてコンクリート版の四すみ、スリップバー、タイバー、の付近はコンクリートがまわりにくいので、敷きならしには特に注意する必要がある。

(5), (6)について目地を設計書に示す位置に正しく入れるため、目地の位置をあらかじめ型わくの上に標示しておくことはきわめて大切なことである。目地の中間でコンクリート打ちを中止してはならないのは当然である。

機械の故障、降雨、等のため、やむをえずコンクリート打ちを中止する場合には、施工目地（膨脹目地または突付け目地）として区切り、直ちに締め固め、仕上げなければならない。ただし、その版長が2mにみたない場合は、これを取り除かなければならない。

すべてこれらの処置は、突発的の場合が多いから、その処置について責任技術者の指示をうけるように規定したのである。

50条 締め

(1) コンクリートは、敷きならし後すみやかに振動機で、一様かつ十分に、これを締め固めなければならない。

(2) 振動機の故障、その他のため、締めめが不十分になるおそれのある場合には、直ちにコンクリートの練り混ぜを中止し、敷きならしたコンクリートが十分に締め固められるように処置しなければならない。

(3) 型わくおよび目地の付近は、棒状振動機その他を使用して、入念に締め固めなければならない。作業中スリップバー、タイバー、等の位置が狂わないように注意しなければならない。

(4) フイニッシャでコンクリートを締め固める場合には、その使用方法について責任技術者の承認をえなければならない。

【解説】(1)について この項は短かい文章の中に はなはだ重要なことを規定しているのである。コンクリート版は薄くて、非常に大きいくり返し荷重をうける構造物でしかもコンクリートはかた練りであるので、均質かつ密実なコンクリートとするには他のコンクリート構造物における場合より特に一様かつ十分な締め固めをしなければならないのである。版厚が 20 cm 以上で平面振動機を用いて締め固める場合には 2 層に分けて締め固めるのがよい。締め固めのとき、コンクリートの過剰の所はこれを取り去り、不足の所には補充してなるべく一様な厚さにして、均一に締め固められるようにし、また、表面仕上げのときに、仕上げ作業だけですむように、締め固めによって大体平らになるようにしなければならない。コンクリートの締め固めが過ぎると材料の分離を生ずるおそれもあるが、一般に締め固めの不足の場合の方が多いようであるから、むしろ十分に締め固める必要がある。

(2)について 振動機の故障にそなえて予備品を準備しておくことはきわめて大切なことである。

振動機の故障で締め固めができないときは、直ちに、コンクリートの練り混ぜを中止し、敷きならしたコンクリートはテンプレート タンパー その他で入念に締め固めなければならない。

(3)について 型わくおよび目地の付近は、締め固めが不十分になりがちであるから、棒状振動機、ハンド タンパー、等で入念に締め固める必要がある。

(4)について フイニッシャの使用にあたっては、フイニッシャに取りつけられた振動機がコンクリートを十分かつ均等に締め固めているかどうか、特に表面振動式の場合には下部まで十分締め固められているかどうかを試験しなければならない。なお、内部振動式の場合は、締め固めのためにコンクリートが分離をおこすことがないかどうかについて試験する必要がある。

51条 鉄網コンクリートの施工

(1) 鉄網コンクリート版は、締め固めるときに、鉄網をたわませたり、移動させたり、しないように注意しなければならない。

(2) 鉄網の継手は、少なくとも 20 cm 以上重ね合わせなければならない。

【解説】66 条 参照。

8章 表面仕上げ

52条 総則

(1) コンクリート版の表面は、車両が快適に走行できるよう、これを平らに仕上げなければならない。

(2) コンクリート版の表面は、均等質で密実ですりへりに耐え、車両のすべりを防ぎ、光線の反射をやわらげるよう、これを仕上げなければならない。

【解説】(1)について コンクリート版の表面は、車両に振動を与えることなく、快適に走行できるように仕上げる必要がある。特に、目地の仕上げと、縦方向の小波を除くように仕上げることが大切である。

(2)について 表面のコンクリートが均等質でなく、セメントペーストの少ないところと多過ぎるところがあれば、耐久性も小さくなり、すりへり抵抗も不均等になり、ペーストの多いところは収縮ひびわれがでたり、はげたりする結果となる。

仕上げ作業が過度であると、表面にセメントペーストが集まって、ひびわれがでやすくなり、あまりなめらかになってすべりやすく、また、夜間、光の反射が多くなる。

53条 手仕上げ

(1) コンクリートの締め固めが終ったのち直ちに、テンプレート タンパー、簡易フイニッシャ、等で表面の荒仕上げをしなければならない。

(2) 荒仕上げが終ったのち直ちに、フロートで縦方向のでこぼこをならさなければならない。フロートは、まえにならした部分に長さの半分を重ねながら、その下面全体が版の表面に均等に当るよう、これを用いなければならない。

こては小部分の手直しには使用してもよいが、表面の仕上げに使用してはならない。

(3) コンクリート版は、版全体の平たん性と隣接版との高低に注意して仕上げなければならない。

このため直線定規を準備して、表面の高低を照査しながら仕上げるのがよい。

(4) コンクリート面の水光りがきえるのをまって、ベルト、ほおき、等で、最後の仕上げをしなければならない。

(5) 表面仕上げに用いる器具は、常に清掃し、よく水でぬらして、これを用いなければならない。

【解説】(1)について テンプレート タンパーでたたき仕上げをする場合でも、簡易フイニッシャを使用する場合でも、型わくを基準として仕上げをするのであるから、型わくの上にコンクリートがはみ出していることのないように注意する必要がある。

コンクリートがかたくて仕上げが困難な場合、コンクリート面に水やモルタルをまいたりして仕上げてはならない。

(2)について 縦方向のでこぼこをならすためのフロートは、その長さが短いと効果がないばかりでなくかえって小さいでこぼこをつくることになるからできるだけ長いものがよい。

一般には3m程度のものが用いられている。

こては上記の理由で、表面仕上げには用いてはならないのである。

(3)について コンクリート版は、道路全体として平たんでなければならないのであるから、一つの版が平たんであることはもちろん、他の版と目地を境として段違いがあってはならない。従って、長さ3mの直線定規を使用しながら、仕上がった路面、または、目地をまたいで表面の高低を照査し、表面を直しながら仕上げて行かなければならない。

(4)について フロート仕上げだけでは、路面が平滑に過ぎるので、水光りのきえるのをまつてベルト、ほおき、ブラシ、等で表面に滑り止めの細い筋目をつける必要がある。この筋目は、中心線に直角で、なるべく定規その他によって正しい平行線に美しく引くことが望ましい。また、筋目も十分に深くつけて、滑り止めの効果のあるようにしなければならない。この滑り止めを施工するまえの仕上げ面が平たんで、正しく所定の形状に仕上げられたのちでなければ、これに筋目を引いてはならない。往々にして、路面の仕上げが不十分で、でこぼこがあるにもかかわらず、そのでこぼこを筋目をつけることによってごまかすことがあるが、厳につつしまなければならない。

(5)について 表面仕上げに用いる器具についている硬化したモルタルくずその他が落ちて、まだ固まらないコンクリートの中へ入らぬようにするための注意である。

54条 機械仕上げ

(1) フイニッシャは、使用の可否および方法について責任技術者の承認を得なければならない。

(2) フイニッシャは、コンクリートを十分に締め固め、かつ一様に仕上げるよう、これを操作しなければならない。

(3) フイニッシャの使用にさいしては、型わくの頂部を常に清掃し、機械の浮上がり、横ぶれ、等を防ぎ、コンクリートの仕上がり面が常に所定の高さになるようにしなければならない。

(4) フイニッシャで仕上げたのちでも、必要があればフロートで縦方向のでこぼこをならさなければならない。

また、コンクリート面の水光りがきえたのち直ちに、ベルト、ほおき、等で仕上げなければならない。

(5) フイニッシャの故障に備え、これにかわる器具を用意しておかなければならぬ。

【解説】(1)について 現在、わが国で製造しているフイニッシャは、いろいろ性能上の欠点のあるものもあるので、責任技術者は、検査してのちに、使用させなければならない。

(2)について フイニッシャに締固め機を備えているものがあるが、このような締固め機はその効果を確かめ、その速度、締固め程度を常に保持するように、フイニッシャを操作しなくてはならない。必要以上に同じところで操作したため、そのところばかりモルタルが集まったり、また、フイニッシャの速度が早過ぎたため、締固めが不十分になったりするような、むらのある操作は避けなければならない。

(3)について この項は当然のことでありながら、案外見のがされているので注意したのである。

(4)について フイニッシャも古くなったりすると、路面を十分平たんに仕上げられない場合もあるので、この項のように規定したのである。

(5)について コンクリートを打ち込んでから、フイニッシャが故障で、その処置ができるないでは困るので、平面振動機、テンプレートタンパー、等の応急施工器具を手近に準備しておくことは大切なことである。

55条 仕上げの検査

コンクリート版の表面は、道路の中心線に平行に長さ3mの直線定規をあてた場合、5mm以上あくところがあってはならない。すでに定規をあてて検査したところに、半分以上重複させて、次の検査をするようにしなければならない。

【解説】コンクリート版は平らに仕上げることが大切で、特に縦方向の平らさは、通行する車両にとっても、またその衝撃をうけるコンクリート版にとっても大切であるから、この条の規定に従って検査する必要があるのである。検査はフロートで縦方向の仕上げを終り、表面に出た水が引いたのちに行うことがきわめて大切である。検査は、コンクリート版の一側から他側まで全幅にわたり、約1.5m以下の間隔で行う。

検査の結果、この条の規定に合しない場合は、ただちに低くすぎる部分には新しく練り混ぜたコンクリートをおき、しきならし、突き固め、再仕上げを行い、また高かすぎる部分はコンクリートを減らして再仕上げを行い、再び検査する。

9章 目地の施工

56条 総則

- (1) 設計書または施工計画によって定められた膨脹および収縮目地の位置および構造は、これを厳守しなければならない。
- (2) 一つのコンクリート版において目地に接するところは、他の部分と同じ強度および平坦性をもつよう、これを仕上げなければならない。

【解説】 (1)について 目地の種類、位置、構造、等はそれぞれの理由があつてきめられたものであるから、勝手にこれを変えることは許されない。

(2)について 相接するコンクリート版の上面が同じ高さでないと、目地部がますます舗装の弱点となり交通車両によってコンクリート版が衝撃をうけ、また、乗り心地を悪くするから、舗装の平坦性を保つため、相接するコンクリート版の表面を同じ高さに保たなければならない。また、目地部は、舗装の弱点であるから、施工は特に入念に行わなければならない。施工の容易さのためにモルタル分の多いコンクリートで施工することは厳につつしまなければならない。

57条 膨脹目地

(1) 膨脹目地の目地板は、路面に垂直で、一直線に通り、版全幅にわたって完全に版が絶縁できるようにしなければならない。このため、施工中に目地板が曲ったり、途中で切れたり、かたむいたり、浮き上がったり、型わくとの間があいたりしないように常に注意しなければならない。

(2) シールする方法で目地を施工する場合、一時的に入れておいた物はコンクリートに害を与えないよう、適当な時期に丁寧にこれを取り除かなければならない。

(3) 目地は、舗装全幅にわたって通し、目地の集まるところは、正しくかつ同じ高さに、これを仕上げなければならない。

【解説】 (1)について 膨脹目地の施工は、目地の中で一番むづかしく、特にスリップバーその他がそう入されるときは注意を要する。万一この項に示すような注意を怠ると、目地の機能がなくなり、コンクリートとコンクリートが互いに突き合って、大きな圧力が版の内部に働き、ついにはコンクリート版が押し上げられたり(ブローアップ)、突き合わされた部分が押し潰されたりして、目地から版が破壊する例は多いので、具体的に要点について注意を喚起したのである。

(2)について 目地をシールする方法で施工する場合、目地板は版の下に残る目地(版厚の約3/4)と、表面に近くあって抜き取る部分(版厚の約1/4)とに分れ、後者は一

般に木製の小幅の板、または、鉄製の金具である。あとで抜き取る時期を、打ち込まれたコンクリートが固まりつつある間(1~3時間位)、または、翌日にするか、あるいは交通に解放する直前にするかについては、使用する器具の種類によってどれがよいともいえない。その取扱いに慣れたものでないと、施工中のコンクリートに、目地に平行したひびわれをだすそれがあり、硬化後抜き取る場合では、抜取りに困難を生ずる場合がある。いずれにしても若干の困難をともなうものであるから熟練した者が丁寧に施工しなければならない。

(3)について 仕上げ作業の上からは目地を一箇所に集めないのが容易であるが、従来の経験では、舗装全幅にわたって目地を通すのが最も損傷が少ないので、舗装全幅にわたって目地を通すように規定したのである。

58条 収縮目地

- (1) 収縮目地はめくら目地または突付け目地とする。
- (2) めくら目地は、定められた深さまで路面にたいして垂直に切り込み、アスファルトその他でみぞをシールしなければならない。
- (3) 突付け目地は、硬化したコンクリート側に歴青材を塗るか、またはアスファルトペーパーその他をはさんで新コンクリートが付着しないようにしなければならない。

【解説】 (1)について 収縮目地としては、めくら目地とするのが粗骨材のかみ合わせも期待でき、しかも施工が容易であるので有利である。しかし、縦目地または施工目地としての横目地の場合は、突付け目地とすることもやむをえないことである。収縮目地を棒鋼で補強する場合は、版が収縮することができさえすればよいのであるから、棒鋼の半分に、ペイントその他を塗布するだけでよい。

(2)について めくら目地を切り込むときは、確実に所定の深さまで、垂直に切り込むことが大切である。もし5cm切り込む所へ、3cm切り込んだだけであると、めくら目地にひびわれがでず、他の一般断面にひびわれがでるおそれがある。また、施工が悪いために、1本の目地でも真中は5cmで両側は2cmであるようなことも見うけるので、全体に同じ深さに切り込むように注意しなければならない。

めくら目地は、その性質上ひびわれが下まで通る目地であるから、これに水、砂、等が入ったりすると、路盤に悪影響があるので、必ずアスファルトその他でシールすることが必要である。

(3)について 縦目地その他として用いる突付け目地は、新コンクリートを旧コンクリートにくっつけて打ち込んでしまうと、版の自由な動きがさまたげられるので、完全に分離して、相互の版が自由に動けるように、施工しなければならない。

59条 スリップバー

スリップバーは、チアその他を用い、その位置が狂わないように定められた位置に正しくこれを設置しなければならない。

【解説】施工中、スリップバーの位置が狂うようなことがあると、版の破壊をまねくことがある。従って、バーは確実に路面に平行で、かつ各バーもまた平行で、版の厚さの中間に正しく入れられなければならない。また、キャップはバーののびる余裕を確保しなければならないのであるから、施工中、バーをキャップの中へ押し込んでしまわないようにする必要がある。このためには確実なチエアを用いて、バーを固定するようにしなければならない。

60条 タイバー

タイバーは、定められた位置に正しく設置し、かつ、コンクリートとの付着をよくするようにしなければならない。

【解説】タイバーは、一般に縦目地に用いるものである。タイバーは、版の厚さの中央に埋め込んで、版相互の固定を確実にする必要がある。

付着応力を増すため、異形丸鋼を用いるのが適当である。

61条 面取り

膨脹目地および版の縁は、目地ごてで半径5mm程度の面取りをしなければならない。

【解説】膨脹目地および版の縁は、必ず面取りをすることに規定して、近時の重交通にたいし、かどを保護したのである。

62条 目地部の平たん性

相接するコンクリート版の目地部分の高さの差は2mm以上あってはならない。

【解説】目地を目地ごてで仕上げるとき、目地ごての幅に当る部分のコンクリート面は、正しく版の路面と合致しなければならないし、また、隣接する版と同高でなければならぬ。この目地部の高さの差は2mm以下でなければならないのである。

10章 養生

63条 総則

コンクリートは、表面仕上げ後、交通に開放できるまで、日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃、等による有害な影響をうけないように保護し、特に所定の期間は湿潤状態に保たなければならない。

【解説】表面仕上げが終ってから交通に開放できるまでの期間、コンクリートを保護してコンクリートの硬化を十分促進させると同時に、乾燥による収縮のために生ずる応力をで

きるだけ少なくし、ひびわれのできるのを防ぐための作業をコンクリートの養生といふ。

舗装用コンクリートは耐久性、すりへり作用にたいする抵抗、等の大きいものでなければならないし、体積に比し表面積が大きいから、日光、風、等にさらされ、版の上下の温度差が大きくなりやすく、また荷重、衝撃、等をうけやすいから、表面仕上げ後、所定の期間十分養生しなければならないことはいうまでもない。

64条 養生期間

養生期間は表8を標準とする。

表8 養生期間

普通ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメントを用いる場合	14日
早強ポルトランドセメントを用いる場合	7日

特別の場合、責任技術者の承認を得てコンクリートの曲げ強度試験を行い、現場のコンクリートと同じ状態で養生した供試体の強度が25kg/cm²に達すれば交通に開放してもよい。

【解説】養生期間中、湿潤状態に保つておかなければならぬ日数については66条に規定したが、荷重その他の影響をうけないように保護しなければならない期間について、従来の経験を参考にして表8のように規定したのである。

市街道路、交ざ部、等で、特に早期に交通に開放したい場合を特別の場合として規定したのである。

65条 初期養生

(1) コンクリートの表面は、仕上げ後直ちに、湿ったむしろ、湿った帆布、等でおおい、これを湿潤に保ち、かつ、保護しなければならない。

(2) 膜養生を行う場合には、その使用材料および使用方法について責任技術者の承認を得なければならない。

【解説】(1)について表面仕上げ後コンクリートの表面が乾燥すると、水分の不足によって硬化作用が不十分になり、また収縮によるひびわれができやすい。これらのへい害を防ぐためには初期養生がきわめて大切である。

湿潤に保つためのおおいは日光がもれたり風が入ったりしてはならない。

なお、このおおいはコンクリート版の表面がきずつけられなくなるまで(温暖な気候で4~5時間)コンクリートの表面にふれないように適当な設備の上におかなければならない。

(2)について膜養生とは、コンクリート表面に膜のできる養生剤をかけて水の蒸発

を防ぐ養生方法である。一般に、膜養生は水を与えて養生することが困難な場合に用いられる。

膜養生剤は、使用に先立ち、その効果について、十分な試験をしなければならない。

膜養生剤は、吹付け器で、使用量の約半分はノズルを一方向に動かし、残り半分はまえと直角の方向に動かして吹き付ける。吹付け器は、圧力タンクを備えたもので、使用中タンク中の養生剤をかきまわす装置が必要である。

膜養生剤の適当な使用量は種々の条件によって異なるが、一般に、コンクリート 1m²についてビニール乳剤で 0.4~0.6l アスファルト乳剤で 1l 程度、である。

膜養生剤を塗布するときは、コンクリートの表面が十分に水で飽和した状態にあることが最も重要である。水分がコンクリート表面から消え、コンクリート表面が乾燥する寸前に塗布しなければならない。ただし、やむをえず膜養生剤の塗布がおくれたときは、膜養生剤を塗布するまで、コンクリート表面を湿潤にしなければならない。型わくを取りはずしたのも、直ちに側面に膜養生剤を塗布しなければならない。

66条 後期養生

コンクリートは、後期養生期間中少なくとも 6 日間常に湿潤状態にこれを保たなければならない。

【解説】無筋 47 条 解説 参照。

11章 塵中コンクリート

67条 総則

打ち込んだコンクリートが凍結するおそれがある場合には材料および施工について特に注意しなければならない。

【解説】気温がその打込み現場において、コンクリートの打込み後 24 時間以内に 4°C 以下に低下すると予期される場合、または引続く 6 日以内に -1°C 以下に低下すると予期される場合、にたいしては、コンクリートが凍結するおそれがあるので、寒中コンクリートの施工の準備をする必要がある。寒中コンクリートの施工にたいする準備は、一般に 4°C ~ 0°C では簡単な注意と保温とで施工できる。0°C ~ -3°C の気温では、一般に、水および骨材を熱し、また、ある程度の保温が必要である。-3°C 以下のときは、水および骨材を熱してあたたかいコンクリートをつくること、かごいをつくりコンクリートを打ち、その中に給熱して相当の温度に保つこと、等、全く本格的の寒中施工方法を行わなければならない。

68条 材料

(1) セメントは、ポルトランドセメントを用いるのを標準とする。

(2) 材料は、冰雪の混入または凍結を防ぐため、適当な設備をしてこれを貯蔵しなければならない。

(3) 水および骨材の加熱の装置、方法、温度、等については、責任技術者の承認をえなければならない。

(4) セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。

【解説】無筋 70 条 解説 参照。

69条 配合

(1) 単位水量は、コンクリートの凍結するおそれおよび凍害を少なくするため、できるだけこれを少なくしなければならない。

(2) 単位セメント量の増加または塩化カルシウムの使用については、責任技術者の承認をえなければならない。

【解説】(1)について無筋 69 条 解説 参照。

(2)について打った直後に凍結するとき、単位セメント量はコンクリートの凍結に対する抵抗にあまり関係がない。富配合のコンクリートを用いて有利な点は、コンクリートの発热量が大きくなるから、コンクリートの凍結のおそれがいくぶん少なくなること、強度の増進が大きいこと、である。

セメント重量の 1% 程度の塩化カルシウムを用いた AE コンクリートは寒中コンクリートにたいして非常に有効である。

施工時の気温、交通開始の時期、等を考え、責任技術者の承認をえて、塩化カルシウムを用いるか、単位セメント量を増すか、するのがよい。

70条 練り混ぜおよびコンクリート打ち

(1) コンクリートの練り混ぜ、運搬および打込みは、熱量の損失をなるべく少なくするよう、これを行わなければならない。

(2) 熱した材料をミキサに投入する順序は、セメントが急結を起きないよう、これを定めなければならない。

(3) コンクリートの温度は、打込みのとき、10°C 以上でなければならない。

(4) 凍結している路盤上にコンクリートを打ち込んではならない。型わくに冰雪が付着しているときは、これを取り除かなければならない。

【解説】無筋 71 条 解説 参照。

71条 養生

コンクリートは、打込み後、少なくとも圧縮強度が 50 kg/cm²、曲げ強度が 10 kg/cm²

になるまで凍結しないよう十分に保護し、特に風を防がなければならない。
コンクリートの保護方法については、責任技術者の承認をえなければならない。

【解説】無筋 72 条 解説 参照。

72条 凍害をうけたコンクリート

凍結により害をうけたコンクリートは、これを除かなければならない。

【解説】無筋 73 条 解説 参照。

12章 暑中コンクリート

73条 総則

炎熱下において施工するコンクリートは、材料および施工について特に注意しなければならない。

【解説】暑中にコンクリートを施工すると、セメントの急結、水の蒸発、等のために、コンクリートの締固めまえにコンクリートがかたくなったりする。また、コンクリート表面にひびわれがでたり、寒くなったときの収縮が非常に大きかったり、いろいろの困難がある。従って、この施工には普通のコンクリート施工の場合より特に注意する必要がある。

74条 材料

- (1) 骨材は、日光の直射をさけるため、適当な処置をしてこれを貯蔵しなければならない。
- (2) 水はできるだけ低温度のものを用いなければならない。

【解説】無筋 74 条 解説 参照。

75条 コンクリート打ち

- (1) コンクリートは運搬および打込み中、乾燥しないよう、適当な処置をしなければならない。
- (2) コンクリートの温度は、打込みのとき 25°C 以下とする。

【解説】(1)について無筋 75 条 解説 参照。

(2)について打つときのコンクリートの温度が高いと、寒くなったとき、大きい温度変化による収縮のため、コンクリートにひびわれの傾向があるので、従来の経験にもとづいてこの項のように規定したのである。

76条 育生

コンクリート版は、日光の直射をさけ、風を防ぎ、表面を湿潤に保つよう特に注意しなければならない。

【解説】無筋 76 条 解説 参照。

13章 品質管理

77条 総則

工事中、コンクリートの均等性を高めるため、またコンクリートの品質が定められた管理限界内にあるようにするため、コンクリートの品質管理をしなければならない。

【解説】無筋 98 条 解説 参照。

78条 材料の管理

コンクリートの材料は、常に試験を行って、その品質のばらつきを知りコンクリートの品質が所要の範囲内におさまるように管理しなければならない。

【解説】材料によるコンクリートの品質の変動の主原因は、(i) セメントおよび混和材料の品質の変動、(ii) 骨材の粒度および含水量の変動である。

セメントは同一工場でできた新しいものでもその強度は、変動係数約 8%位で変動することもあり、会社、工場の違うセメントでは、さらに大きな品質の差異があることが予想されるので、なるべく同一工場のセメントを使用することが望ましい。工場の異なるセメント、貯蔵期間の長いセメントはもちろん、新しい同一工場のセメントでも試験をして、その品質の変動の程度を知り、コンクリートの強度が所定の変動の範囲内におさまるように管理しなければならない。

骨材の含水量、特に細骨材の含水量は変動する傾向が大きいから、含水量がほぼ一定になるように管理するとともに、試験をして現場配合における水量を調整しなければならない。含水量の試験は、その変動の程度によって異なるが、1日に 2~3 回以上行うのがよい。骨材の粒度特に細骨材の粒度は試験をして変動の範囲を小さくするようにしなければならない。細骨材の粗粒率の変化の許容範囲は 13 条に示してある。粒度の試験はその変動の程度によって異なるが、一日に 1 回以上行うのがよい。

79条 機器の管理

コンクリートの施工に使用する機器は、定期的に検査し、これを調整しておかなければ

ならない。

【解説】コンクリートの施工に使用する全般の機器について、一定の期間ごとに検査を行い、所定の性能を発揮するように調整する必要がある。このため必要ある場合は、一定の期間ごとにコンクリートの打込み休止日を設けるのがよい。

特にミキサ、計量機および振動機の調整の良否は直ちにコンクリートの品質に影響するので重要である。ミキサについては責任技術者の指示する練り混ぜ性能をもつように、計量器については41条に示す計量誤差以内におさまるように管理しなければならない。計量誤差にもとづくコンクリートの品質の変動は、水とセメントの計量誤差が最も大きいので、定期的に実測を行って確かめる必要がある。

80条 コンクリートの現場試験

(1) 現場ではコンクリートにつき、責任技術者の指示をうけて少なくとも次の試験をしなければならない。

1. スランプ試験
2. 強度試験

A E コンクリートの場合は空気量試験を行わなければならない。

(2) コンクリートの試料の採取方法は、JIS A 1115(土木学会規準29章)によるものとする。強度試験の回数は少なくとも1日2回とし、供試体は1回につき2~3個とする。

(3) 同時につくった供試体の曲げ強度の平均値は、一般に、コンクリート版の設計に用いた曲げ強度の80%を、また引続いて行った5回の試験の平均値も、上記の曲げ強度を、160回に1回以上の確率で、下ってはならない。

ただし、責任技術者の承認をえて圧縮強度試験を行ってもよい。

強度試験はそれぞれJIS A 1106(土木学会規準35章)およびJIS A 1108(土木学会規準34章)によるものとする。

【解説】(1)について無筋88条解説参照。

(3)について無筋99条解説参照。

なおこの項の規定に合致する強度のコンクリートをつくるためには、配合の設計において目標とするコンクリートの曲げ強度を、版の設計において基準とした曲げ強度 σ_b にコンクリートの強度の変動係数によってきまる割増し係数 α を乗じた値 $\alpha \cdot \sigma_b$ としなければならない(解説表2参照)。

解説表2

変動係数(%)	8~12	12~15	15~20	20~25
α の値	1.10~1.15	1.15~1.30	1.30~1.60	1.60~2.10

81条 試験の結果

骨材の粒度、表面水量、コンクリートの配合、スランプ、空気量、強度、等の試験の結果は、直ちに責任技術者に報告し、指示をうけなければならない。また、試験の結果は、最大値、最小値、標準偏差または変動係数、試験回数、等を示し、月報として記録しなければならない。

【解説】試験の結果、試験に合格しない場合の処置については、これを一般に規定することができないから責任技術者の指示によることにしたが、実際の工事においては、問題のおこらないように、不合格の場合の処置、そのために要する費用の負担、等について、できるだけ詳細に契約書に明記しなければならない。

工事完了後、コンクリート版の損傷その他について調査し、将来の工事の資料にしようとしても、用いたコンクリートの品質、施工方法、等が明らかでないと、その目的を達することができない。従って、材料およびコンクリートの品質についての試験結果は月報として記録し保存するよう規定したのである。

82条 工事記録

責任技術者は工事中、作業の工程、施工状況、養生方法、天候、気温、実施した試験、等を記録しなければならない。

【解説】無筋102条解説参照。

14章 路盤およびコンクリート版の設計

83条 路盤の設計

(1) 路盤は、支持力係数が7kg/cm²以上を標準とする。ただし、鉄網コンクリートの場合は5kg/cm²まで下げることができる。載荷板の直径は75cm、沈下量は0.125cmのときの値とする。

支持力係数の試験方法はJIS A 1215によるものとする。

(2) 路盤の仕上げ幅は、舗装の両側にその幅よりそれぞれ30cm以上広くなるようにしなければならない。

(3) 路盤の厚さは、路床土のCBR試験によって定めるものとする。CBR試験方法はJIS A 1211によるものとする。

【解説】(1)についてコンクリート舗装を設計するための式は数多く発表されているが、現在多く使用されているものは、みな支持力係数といわれる現場測定値を利用して

いる。84条に示されている係数Cも支持力係数がわかつてから、決定できるものである。84条に示す式を使用する場合の支持力係数は、直径75cmの載荷板を使用して載荷試験をした場合に、載荷板が0.125cm沈下したときの荷重強度を、その沈下量で割った値をとっている。沈下を0.125cmとめたのは、コンクリート版の一部が他の部分にたいしてこれ以上の沈下を起すとひびわれができる破壊の原因になるという理論および経験的事実によっているのである。

載荷板の直径として 75 cm を選んでいるのは、この直径以上の大きい載荷板を使用した場合の支持力係数の値は、実験的にほぼ同じ値になるが、75 cm より小さい載荷板を使用すると、測定した支持力係数の値が、載荷板の直径により異なった値となるからである。しかし、実際には、現場で 75 cm 載荷板を使用することは、大きな荷重が必要となり、困難な場合が多いので、小さな直径の載荷板を利用することが多い。その場合には解説表 3 に示すような換算係数を用いて、75 cm の載荷板で測定した場合にえられると推定される値に換算して、支持力係数を決定する。

解説 表

載荷板直徑(cm)	換算係數
50	$\frac{1}{1.3}$
40	$\frac{1}{1.7}$
30	$\frac{1}{2.2}$

たとえば、直径 30 cm で実測した場合の支持力係数 K_{30} （以下同じような符号を用いる）が 11 kg/cm³ であるとすれば

$$K_{75} = \frac{1}{2.2} \times K_{30} = \frac{1}{2.2} \times 11 = 5 \text{ kg/cm}^2$$

となる。

84 条 中に示す式中の係数 C と 図 1 のような関係にある支持力係数の値は、75 cm 荷板を使用した場合のものである。

路床部分の支持力が不足である場合には、路盤をつくって支持力を大きくして、その上にコンクリート版を施工するが、その場合に路盤上で測定した K_{75} の値は、 7 kg/cm^3 以上でなければならぬ。

経験上、 K_{75} が 7 kg/cm^3 であれば CBR では 20 に相当する

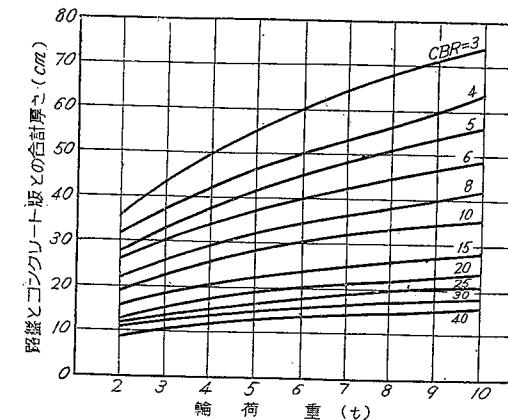
鉄網コンクリートは、大体軟弱な地盤のところに多く用いられる。軟弱な地盤の場合に、路盤の厚さを相当に増しても、なかなか K_{75} が 7 kg/cm^3 以上にはならないことが多いので、鉄網コンクリートの場合には鉄網の効果を考え、路盤に必要な支持力係数を 5 kg/cm^3 に下げてもよいことにしたのである。

(2) について 型わくを堅固に設置する関係上、路盤の仕上げ幅は、46条解説で述べた。

ているように、舗装幅よりも広くつくっておく必要がある。こうすることにより、路肩から万一路盤中に雨水が浸透することがあっても、路盤排水によってすみやかに路盤中の水を、地下排水管に導くための効果もあるわけである。

(3)について この示方書では路盤の厚さは CBR 法によってきめることにしている。それにはまず、路床上の CBR を JIS A 1211 に示す方法で決定する。CBR が決定できた

解説 図



実際には 22 cm で路盤をつくると、路盤上で支持力係数を測定し、その支持力係数で 84 条に示す式からコンクリート版の厚さを設計するという順序になる。

84条 コンクリート版の厚さの設計

コンクリート版の厚さは、(1) または (2) 式にて定めるものとする。

$$h = \sqrt{\frac{2.4 \cdot WC}{a_1}} \quad \dots \dots \dots \quad (1)$$

$$\text{すみ補強をする場合 } h = \sqrt{\frac{1.9 WC}{a_1}} \quad \dots \dots \dots (2)$$

ここに σ_{ba} = コンクリートの許容曲げ応力度 (kg/cm^2)

W = 衝撃を著さない輪荷重 (kg)

C = 路盤の支持力に関する係数(図 1 参照)

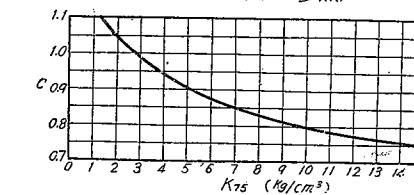
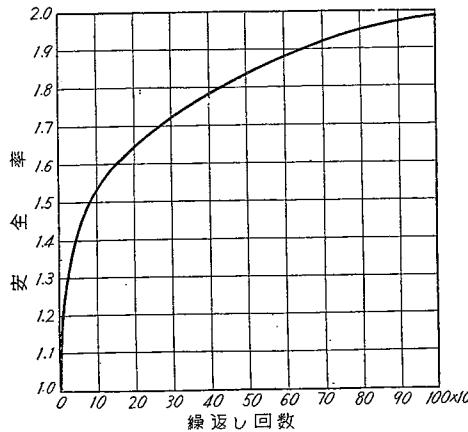


図 1 C と K_{75} の関係

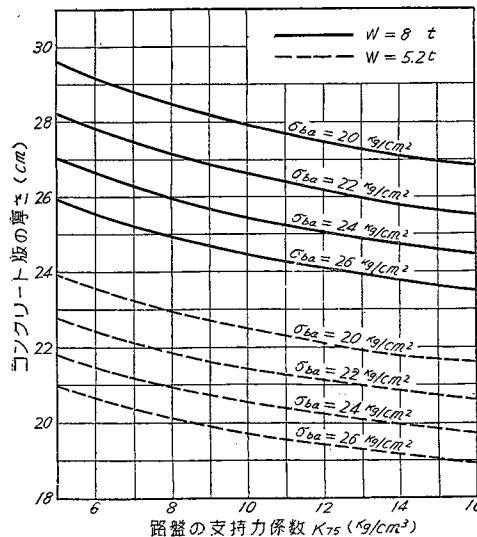
【解説】ここに示してある式(1)および(2)は、もともと次の形式でできている。すなわち

$$h = \sqrt{\frac{2WC}{\sigma_{ba}}}$$

解説 図 3



解説 図 4



式(1)は輪荷重に衝撃を20%加算した形で、 W の代りに $1.2W$ としたものである。式(2)は隅角部が鉄筋などで保護されている場合であって、 σ_{ba} の代りに $\sigma_{ba}/0.8$ として、式(1)に代入した形式になっている。

W は交通調査の結果および将来の交通量の増加を考慮して決定する。 σ_{ba} はコンクリートの曲げ強度試験の結果からえられる曲げ強度を解説図3に示す疲労を考えた安全率で割った許容曲げ応力度である。

式(1)と(2)とより、すみ補強をした場合の版厚は、すみ補強しない場合の版厚の約90%になっている。

解説図4は路盤の支持力係数とコンクリートの許容曲げ応力度より、コンクリート版の厚さを求めたものである。

85条 目地の設計

(1) 縦目地の間隔は3~4.5mを標準とする。

(2) 横目地の間隔は表9を標準とする。

表9 横目地の間隔

種類	目地の間隔(m)
膨脹目地	15~30
収縮目地	4.5~6

(3) 膨脹目地の幅は、施工時期の気温を考えて定めるものとする。一般に、目地幅は10~20mmを標準とする。

(4) タイバーは、一般に、長さ約1m、直径13~16mmの棒鋼を用い、60~75cm間隔に配置するのを標準とする。タイバーを配置するとき、横目地に最も近いタイバーは、目地から40cm程度の位置におくものとする。

(5) スリップバーは、一般に長さ40~60cm、直径19~25mmの棒鋼を用い、20~40cm間隔に配置するのを標準とする。縁に最も近いスリップバーは縁から10~15cmの位置におくものとする。

【解説】(1)について コンクリート版の幅は4.5mを越さないのがよいということが、現在のところ常識になっている。縦目地間隔は車線幅をどうとるかによってきまつてくるが、普通は3~4.5mにとっている。縦目地は、これをつくることによって、横方向のそりをゆるし、また路盤の不等沈下にそなえるためのものである。

(2)について 横目地には膨脹目地と収縮目地がある。

膨脹目地は、コンクリートが打ち込まれたときの温度以上に、温度が上昇したときに、コンクリート版の膨脹ができるようにコンクリート版中につくった間げきである。したがって、膨脹目地の間隔は、コンクリートの施工時期により、かえなければならないのであるが、経験にもとづき15~30mにしたのである。

収縮目地は、コンクリート版が収縮するときに、コンクリート版に不規則なひびわれのできるのを防ぐためにつくった目地である。コンクリートは圧縮強度よりも引張強度の方がずっと小さいので、収縮目地は膨脹目地よりも短い間隔で設置しなければならない。従来の経験にもとづいて、この間隔を4.5~6mとしたのである。

参考のために一般に推奨されている目地間隔を示すと、解説表4のようである。

(3)について 膨脹目地の幅は施工時の気温により異なり、冬期に施工する場合は、12~25mm、夏期に施工する場合に10mm程度で、一般に10~20mmの範囲である。

(4)について タイバーは、普通縦目地部分におき、左右の版を同じ高さに保つよう、また目地が開かないような構造にする。

解説 表 4

	コンクリート版の厚さ(cm)	鉄網量(kg/m ²)	気候	膨脹目地間隔の最大(m)	収縮目地間隔(m)	膨脹目地の幅(mm)
收縮目地のない鉄網コンクリート版	25以上	7.6以上	{温寒 暖冷	45 45	—	19 25
	20以上	5.4以上	{温寒 暖冷	36 36	—	19 25
	15以上	3.8以上	{温寒 暖冷	24 24	—	19 25
	10以上	2.7以上	{温寒 暖冷	12 12	—	12 19
無筋コンクリート版	20以上	—	{温寒 暖冷	36 27	4.5	25
	15以上	—	{温寒 暖冷	27 18	—	—

タイバーに関する計算式もあるが、信頼性が十分であるとはいえない。この項は過去の経験にもとづいてタイバーの寸法および配置方法の標準を示したのである。

(5)についてスリップバーは膨脹目地または収縮目地部の補強のために使用する。その目的は荷重の伝達をよくして、弱点である目地部を補強することにあるが、スリップバーはコンクリート版の膨脹および収縮を自由にするようなものでなければならない。スリップバーに関しても、長さおよび直径を計算する式が提案されているが、普通は過去の経験にもとづき、この項に定めてある範囲のものを使用している。

参考のために、膨脹目地部分のスリップバーとして使用しているものの大体の標準を示すと解説表5のようである。

解説 表 5

版の厚さ(cm)	スリップバーの直径(mm)
鉄網コンクリート版 15~20	—
無筋コンクリート版 15~23	19
鉄網コンクリート版 20~25	25
鉄網コンクリート版 25以上	30

注 膨脹目地部分に用いるスリップバーの間隔 30cm の場合

86条 鉄網コンクリート版の設計

(1) コンクリート版に使用する鉄網は、4~6mm の鋼材を溶接または緊結したものを使用し、舗装表面以下5~7.5cmの位置におき、使用する鉄網量は3kg/m²を標準とする。

(2) 鉄網コンクリート版の厚さは84条(2)式から定めるものとする。

【解説】コンクリート版に鉄網を使用する目的は、コンクリート版のひびわれの幅が開くのを防ぎ、ひびわれ部分のかみ合いを保持するためである。

鉄網量は、通常3kg/m²程度で、コンクリート版の構造的な強度を増すことはほとんど期待できないが、たとえひびわれができるても、破壊の状態になることを防ぐので、この示方書では鉄網コンクリート版の厚さは、84条の式(2)によって決定してよいことにしたのである。